

**プロサバナ事業（ProSAVANA-PD）における**  
**JICAによる調達手続き（コンサルタント契約）に関する不正**  
JICA モザンビーク事務所と NGO ソリダリエダーデ・モザンビークとの契約  
(2016年10月～2017年3月)

作成日：2017年3月7日

1. 経緯：一般公示から応札・契約締結まで

- 2016年8月5日：JICA モザンビーク事務所、「プロサバナ・マスタープランの見直し」のためのコンサルティング契約に関する一般公募。結果、3社が応札。
- 同年9月27日（契約開始は10月14日）：現地 NGO とコンサルティング契約締結。【添付1】
- 6ヶ月 206,139.75 ドル（2,284万円）の契約<sup>1</sup>。【添付2】
  - 契約署名者：
    - ◇ JICA モザンビーク事務所長・須藤勝義氏
    - ◇ 現地 NGO・Solidariedade Moçambique 事務局長 António Mutoua 氏
      - Mutoua 氏は、JICA が別のコンサルタント企業（MAJOL 社）を使って2016年2月に作った「市民社会調整メカニズム MCSC」のコーディネイターに就任<sup>2</sup>。

2. 調達不正：調達案件形成前の「資金提供」に関する協議

- 2016年4月12日：上記の契約署名者（須藤氏と Mutoua 氏）が、JICA モザンビーク事務所にて会合「マスタープランの見直しと最終化のための資金提供に関する会合」を開催。上記のコンサルティング契約を含む資金提供に関する協議を行った<sup>3</sup>。会議録には、須藤氏・Mutoua 氏の署名あり。（\*詳細は会議録並びに日本語訳【添付3】を参照）

3. 国内法違反：非営利 NGO との契約書に「（団体）profit」が明記

- モザンビークの NGO は、国内法（アソシエーション法）で、「非営利（non-profit nature/natureza não lucrativa）」団体とされている（Lei nr. 8/91, de 18 de Julho、第一条）。【添付4】

<sup>1</sup> 過去の一連の契約（現地私企業）と比べて破格の契約。例えば、現地企業 MAJOL 社との類似業務に関する契約金は4.5ヶ月弱で45,870ドル（529万円）だった。いずれも換算レートは契約当時。

<sup>2</sup> この問題については、2016年8月の声明に詳しい。

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/data/prosavana-japanese.pdf>

<sup>3</sup> 内部告発者によるリーク文書（会議録）により発覚。

[http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/doc\\_2.pdf](http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/doc_2.pdf)

なお、上記4月の「資金提供会合」以来、JICA モザンビーク事務所、モザンビーク農業食料安全保障省と Mutoua 氏は、契約と同じテーマ（「マスタープランの見直し」）での面談・協議を重ねており、「調達の透明性・公平性の向上」にも違反している。

- しかし、契約書【添付1】では、契約金の内60%(約1320万円)が「報酬(remuneration)」で、「報酬」の中に「the Consultant's profit (コンサルタント利益)」が含まれると記載(契約書6p.「19.3」)<sup>4</sup>。
  - “the Consultant”は、契約書(1p.)に Solidariedade Moçambique と定義。
- JICA のガイドラインやコンプライアンス・ポリシー、「不正腐敗防止ガイダンス」でも、相手国の法令遵守が明記されるが、これらに違反。

### 3. 当該契約について現地市民社会組織から出されている異議申し立て：公平なる事業実施が不可能な選定

- 新聞に掲示された公示情報には、契約事業は「幅広いステークホルダーの参加を確保する形でマスタープランの見直しと最終化を行うこと」とある<sup>5</sup>。
- しかし、上記「会議録」(【添付3】)には、Mutoua氏が、事業に異議を唱える人びと(自らの拠点ナンブーラ州の小農を含む)や団体に対抗する活動を事業対象州レベル・首都で実行していることをJICA所長らに報告している。
  - 会議録p.1:「キャンペーン支援者・関係者」への「精神的働きかけを行い」、自分らのグループ(MCSC)と同盟することを呼びかける活動に従事した。
  - これをコミュニティ・レベルで拡大するための資金協力をJICAに依頼。JICA所長は、ProSAVANA=PDの予算で支援することが約束(会議録2p.)。
    - ◇ 実際に6月に370万円が提供される(内70万円は「内部打合せ費<sup>6</sup>」)。
- 5月31日～6月4日、Mutoua氏は、モザンビーク政府派遣団の一員としてブラジルに赴き、契約内容と同テーマ「マスタープラン見直し」について、自らが果たす主導的役割について説明と宣伝を行ったが、これにはJICA関係者も同席。
- 8月27日：現地市民社会組織8団体から抗議声明が発表。JICAに提出される<sup>7</sup>。
- しかし、その1ヶ月後、JICAは、公益性が高く、中立・公平さが求められる業務にMutoua氏とその団体を選定。
- 11月10日：JICAと現地NGOとの契約が明らかになったことを受けて、現地市民社会組織8団体により「不正」に関する抗議声明が発表される<sup>8</sup>。
- 2017年2月17日：契約が続行したことを受けて、モザンビーク市民社会組織8団体よりJICA理事長宛に「公開書簡」が提出される<sup>9</sup>。

<sup>4</sup> 契約書 p.6 : D. “Payment to the Consultant” > 19: “Remuneration & Reimbursable Expenses” > 19.3: “The remuneration rates shall cover: such salaries and allowances ...for social charges and overheads, (ii) backstopping by home office staff, (iii) the Consultant’s profit”.

<sup>5</sup> [https://www.facebook.com/permalink.php?story\\_fbid=1113400768770335&id=1060343997409346](https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=1113400768770335&id=1060343997409346)

<sup>6</sup> この詳細は現在も明らかにされていない。

<sup>7</sup> <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/08/20160829-prosavana-ticadvi.html>

<sup>8</sup> <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf>

<sup>9</sup> [http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/ps20170217open\\_letter.html](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20170217open_letter.html)